

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	伊勢湾海運株式会社
【英訳名】	ISEWAN TERMINAL SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正三
【本店の所在の場所】	名古屋市港区入船一丁目 7番40号
【電話番号】	(052)661-5181 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 高橋 昭彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市港区入船一丁目 7番40号
【電話番号】	(052)661-5181 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 高橋 昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金11円 総額285,178,597円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、伊藤正、後藤正三、飯谷達夫、堀崎健治、森光男、高見昌伸、富田英治及び内田啓二を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	208,911	389	-	（注）1	可決（99.81％）
第2号議案	208,883	417	-	（注）2	可決（99.80％）
第3号議案				（注）3	
伊藤 正	207,660	1,640	-		可決（99.21％）
後藤 正三	207,670	1,630	-		可決（99.22％）
飯谷 達夫	208,740	560	-		可決（99.73％）
堀崎 健治	208,872	428	-		可決（99.79％）
森 光男	208,872	428	-		可決（99.79％）
高見 昌伸	208,687	613	-		可決（99.70％）
富田 英治	188,560	20,740	-		可決（90.09％）
内田 啓二	208,853	447	-		可決（99.78％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上